

児童養護施設退所者等に対する 自立支援資金貸付のご案内

大学等への進学や就職に伴い児童養護施設等を退所した後の安定した生活基盤をつくるうえで必要な資金を貸付け、自立の促進を図ることを目的とします。また、児童養護施設に入所中等に就職するうえで必要な資格の取得にかかる費用を貸付します。

なお、貸付終了後、一定期間就業した場合は、全額又は一部返還が免除されます。

資金の種類	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	進学や就職に伴い児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除された方等で、保護者等から経済的な支援が見込まれない次の方		・児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方、又は退所委託解除された方
	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等への進学者 ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入減の就職者 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等への進学者 ・就職者 	・資格取得希望者
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・修学・就労に必要な生活費・定期通院の医療費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月あたりの家賃相当額 	・資格取得に要する費用
貸付期間	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の在学期間（コロナ影響対象については12ヶ月間） ・就職者は12ヶ月間（求職期間含む） ・医療費は貸付期間のうち2年間 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の在学期間 ・就労期間（退所又は委託解除後2年を限度）（新型コロナウイルス感染症の影響で収入減の就職者は3年を限度） 	・資格取得に要する期間
貸付額 ※無利子貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・進学者は月額50,000円以内（+12カ月間は80,000円以内） ・就職者は月額80,000円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・月額家賃相当額 ただし、居住地域における生活保護制度上の住宅扶助額の単身世帯の額を限度とする。	・250,000円以内
貸付金交付	<ul style="list-style-type: none"> ・半期（6カ月）ごとの分割交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・半期（6カ月）ごとの分割交付 	・全額を一括交付
返還の免除	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業継続した場合等 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職した日から5年間引き続き就業継続した場合等 	・就職した日から2年間引き続き就業継続した場合
実施主体等	<ul style="list-style-type: none"> ○利子：無利子 ○連帯保証人：原則、成年者で独立の生計を営む者を1名立ててください。ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付けを受けることができます。 ○実施主体：長崎県社会福祉協議会 Tel.095-894-4027（生活支援課） ○申込方法：申請書に必要書類を添えて長崎県社会福祉協議会に提出してください。詳細は、長崎県社会福祉協議会にお問い合わせください。 		